

市町福祉避難所
設置・運営マニュアル
(県モデル)

静岡県健康福祉部

平成26年1月

(平成30年5月改訂)

目 次

第1章 要配慮者・福祉避難所の概要等 1

1	要配慮者・避難行動要支援者	1
(1)	要配慮者とは	1
(2)	避難行動要支援者とは	1
2	避難行動要支援者名簿・個別計画	1
(1)	全体計画・地域防災計画	1
(2)	避難行動要支援者名簿	1
(3)	個別計画	2
3	福祉避難所	3
(1)	福祉避難所とは	3
(2)	福祉避難所の運営体制	3
4	自主防災組織の体制等	4
(1)	自主防災組織の体制等	4
5	本マニュアル（県モデル）の位置づけ	5
(1)	関連するマニュアル等との位置づけ	5

第2章 平常時における取り組み 6

1	福祉避難所の対象者数の把握	6
(1)	福祉避難所の対象者数の把握	6
2	福祉避難所の指定	6
(1)	福祉避難所の指定	6
(2)	宿泊施設への福祉避難所設置	7
(3)	指定避難所を活用した要配慮者受入れ	8
3	福祉避難所の周知	8
(1)	福祉避難所の周知徹底	8
4	福祉避難所の設置・運営訓練等の実施	9
(1)	訓練及び研修会等の実施	9
(2)	普及啓発	9
5	福祉避難所の施設整備	9
(1)	福祉避難所の施設整備	9
6	福祉避難所の物資・器材・人材・移送手段の確保	10
(1)	物資・器材の確保	10
(2)	人材の確保	11

(3) 移送手段の確保	11
7 社会福祉施設、医療機関等との連携	11
(1) 福祉避難所の設置・運営にかかる連携強化	11
(2) 緊急入所等への対応	12
第3章 災害時における取り組み	13
1 福祉避難所の開設	13
(1) 災害状況の把握、開設の判断	13
(2) 人員の配置	13
(3) 開設の周知	14
(4) 開設の期間	14
2 福祉避難所の運営	14
(1) 要配慮者等の受け入れ	14
(2) 避難者名簿の作成・管理	15
(3) 福祉避難所レイアウトの作成	15
(4) 人材（支援者）の確保	15
(5) 食料・物資の配給と管理	17
(6) トイレに関する対応	17
(7) 避難施設内の清掃とごみに関する対応	17
(8) 防疫に関する対応	18
(9) 問い合わせへの対応	18
(10) 取材等への対応	18
3 福祉避難所における要配慮者の支援	19
(1) 要配慮者の支援	19
(2) 福祉サービスの提供	19
(3) 相談窓口の設置	19
(4) 緊急入所等の実施	19
4 福祉避難所の統廃合と閉鎖	19
(1) 統廃合と解消	19
第4章 福祉避難所の開設・運営の流れ	21
第5章 福祉避難所への避難者の流れ	22
第6章 参考資料	23

1	福祉避難所の設置に係る費用の取扱い	23
2	要配慮者の特徴と避難所における配慮事項	24

第1章 要配慮者・福祉避難所の概要等

1 要配慮者・避難行動要支援者

(1) 要配慮者とは

- 要配慮者とは、災害が発生した時に特に配慮や支援が必要となる者であり、高齢者、障害のある人、乳幼児のほか、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者なども、特に支援が必要となる者として対象としている。
 - ・介護が必要な場合は、最低限の家族も同伴することも想定される。
 - ・外国人も災害発生時には支援が必要な人となる。

(2) 避難行動要支援者とは

- 要配慮者のうち、災害が発生した場合や、発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とするものをいう。

<参考>

避難行動要支援者の例

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市町の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

※資料：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）から抜粋

2 全体計画・地域防災計画・避難行動要支援者名簿・個別計画

(1) 全体計画・地域防災計画

- 災害対策基本法において、市町は、まず、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることとされている。その上で、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、全体計画を策定することが適当である。

(2) 避難行動要支援者名簿

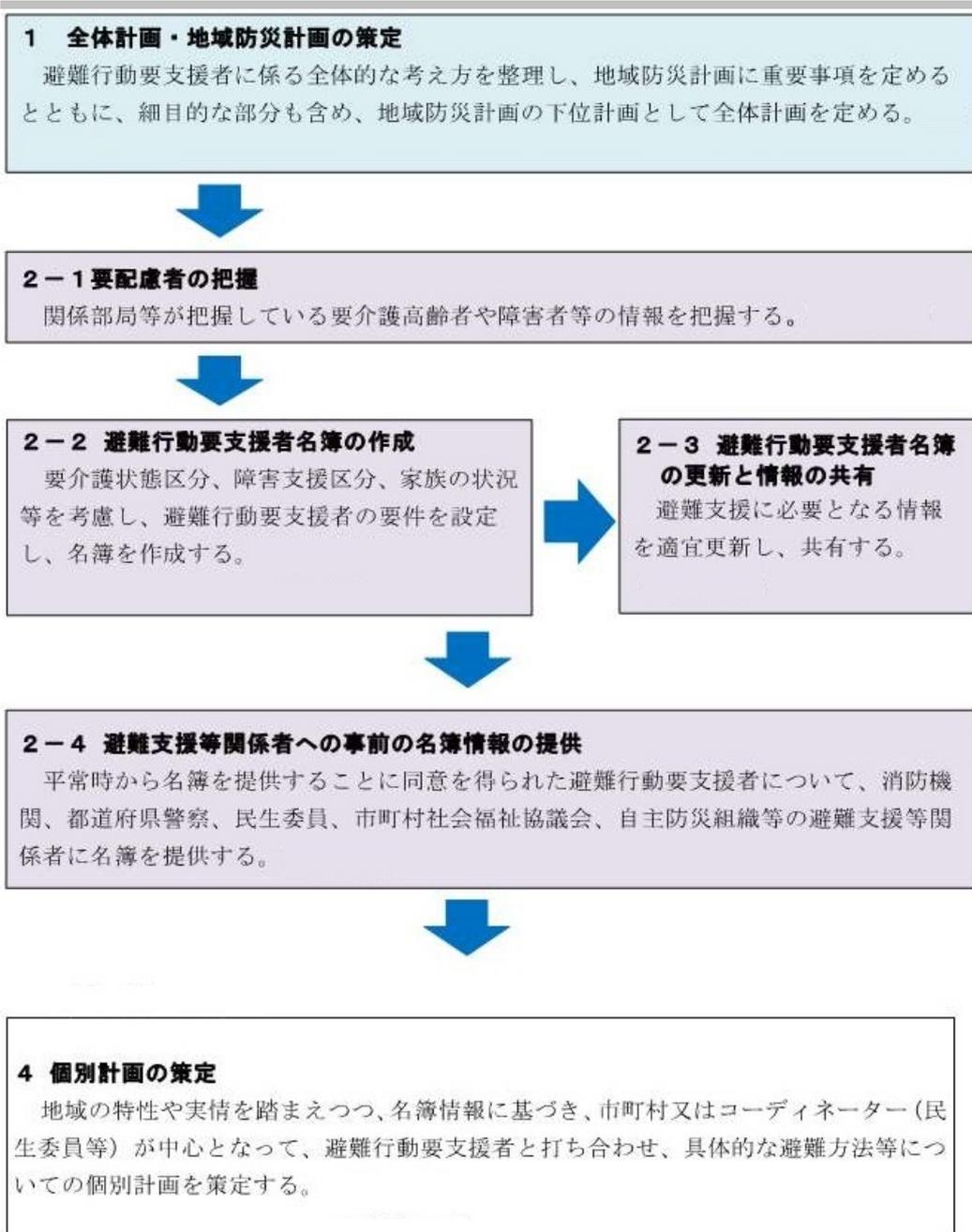
- 避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿であり、市町長に作成が義務づけられている。
- 掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

(3) 個別計画

- 地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿情報に基づき、市町や民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等が中心となって避難行動要支援者と打ち合わせ、避難時に配慮すべき事項、緊急時連絡先、避難支援者の情報、避難場所等の具体的な避難方法についての個別計画を策定する。

<参考>

全体計画・地域防災計画／避難行動要支援者名簿に係る主な手順



※資料：「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府（防災担当））から抜粋

3 福祉避難所

(1) 福祉避難所とは

- 福祉避難所は、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるよう、予め指定された社会福祉施設等である。
 - ・福祉避難所の対象となる者は、要配慮者のうち、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者である。
 - ・特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者は緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであり、原則として福祉避難所の対象者とはしていない。

<参考>

福祉避難所の留意点

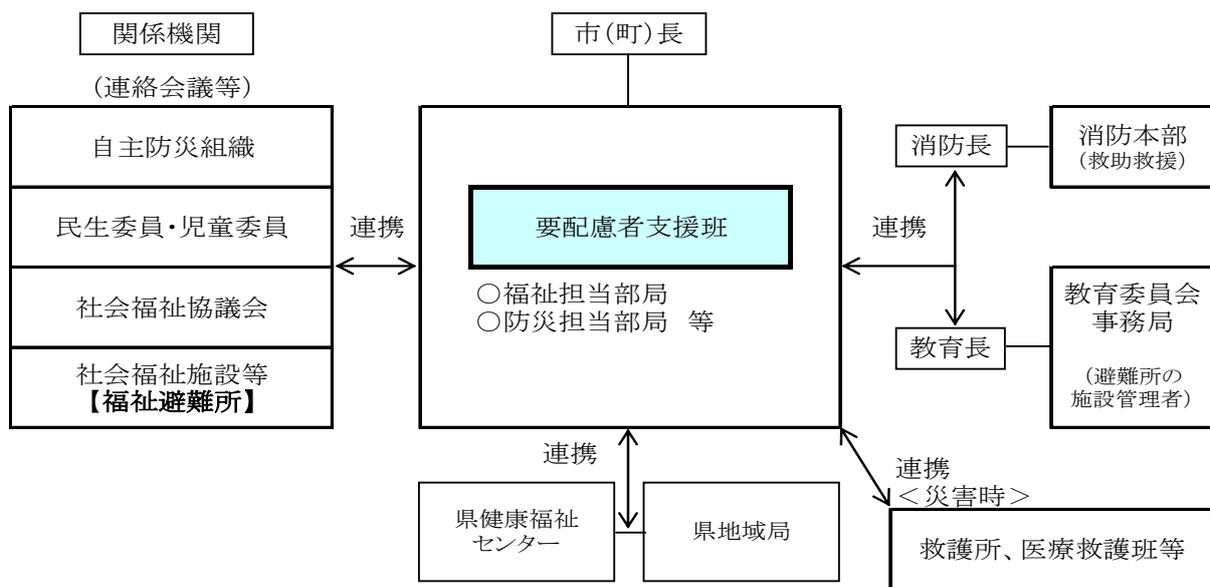
福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的な避難所であり、原則として最初から避難所として利用することはできない。また、福祉避難所に指定している施設のうち、どの施設に福祉避難所を開設するかは、災害の規模、災害の発生場所、要配慮者の避難状況に応じて市町が決定する。

(2) 福祉避難所の運営体制

- 要配慮者の避難支援業務を実施するために市町は防災担当部局と福祉担当部局を中心とした横断的な組織として「要配慮者支援班」を設置し、関係機関と連携して福祉避難所の運営に当たる。

<参考>

要配慮者支援班の設置



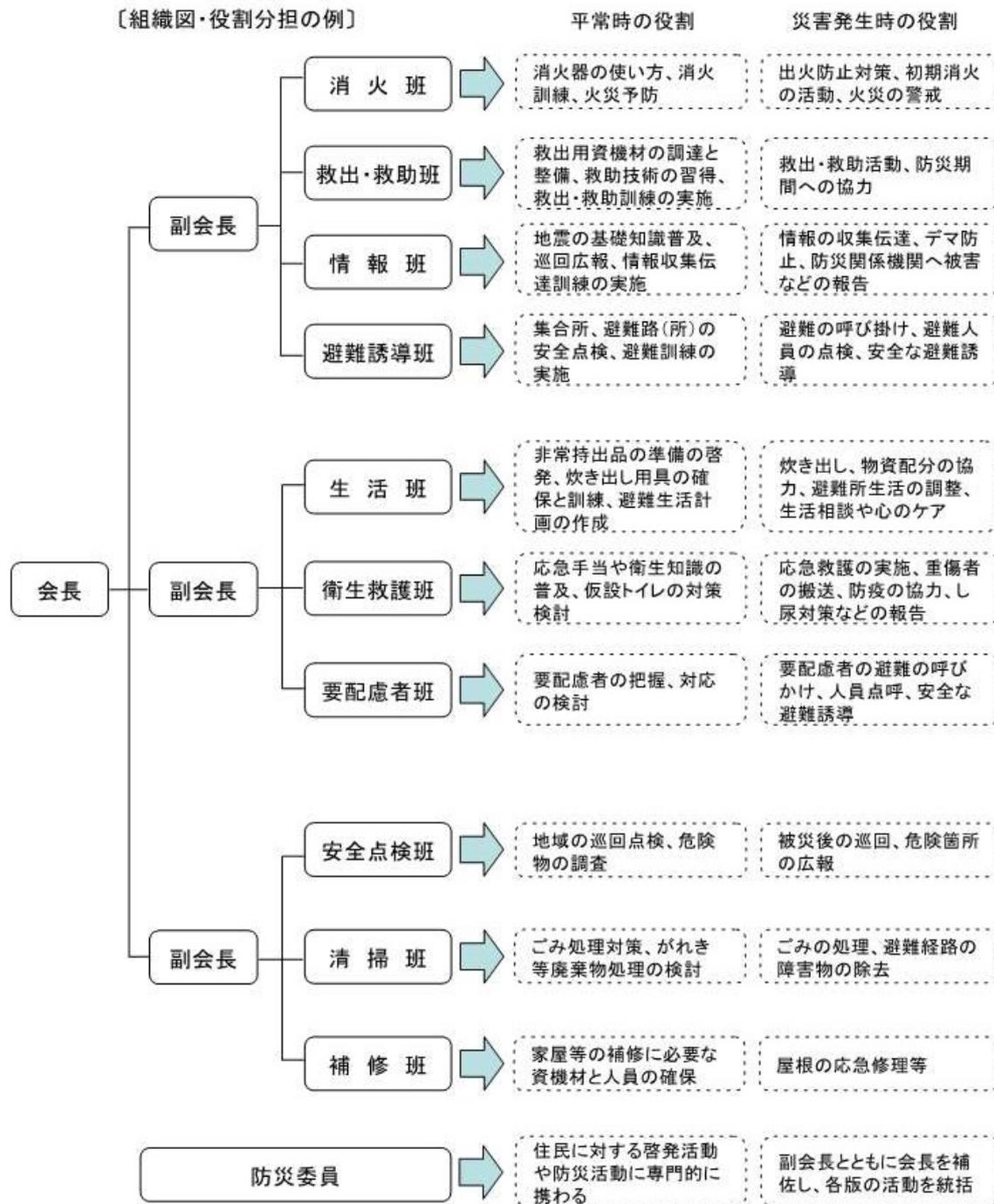
4 自主防災組織の体制等

(1) 自主防災組織の体制等

- 物資・器材の確保、情報の収集・伝達など、福祉避難所を運営していく上で、自主防災組織との連携は重要となるため、自主防災組織の体制等を把握し、適時適切な支援等を求めていく。

<参考>

自主防災組織の体制と役割分担



※資料：「自主防災組織活動マニュアル」（静岡県）を参照し作成

5 本マニュアル（県モデル）の位置づけ

(1) 関連するマニュアル等との位置づけ

- 福祉避難所の設置・運営を円滑に行うためには、医療救護活動や健康支援活動等との連携が必要となる。主な活動マニュアル等と、その中での福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）の位置づけを次のとおり示す。

静岡県地域防災計画

健康福祉部

- 静岡県医療救護計画
- 災害時における難病患者支援マニュアル
- 災害時におけるこども支援マニュアル
- 災害時健康支援マニュアル
- 災害時メンタルヘルスマニュアル
- 市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）
- 宿泊施設への福祉避難所設置モデル（賀茂モデル）
- 指定避難所を活用した要配慮者受入れモデル（東部モデル）
- ※福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府（防災担当））

危機管理部

- 避難生活の手引き
- 避難所運営マニュアル
- 避難所運営チェックリスト
- 大規模地震対策「避難計画策定指針」
- 避難所アメニティの向上にかかる検討会報告書
- 自主防災組織活動マニュアル
- 自主防災組織のための「避難生活計画書」作成の手引き

教育委員会

- 学校の防災対策マニュアル

第2章 平常時における取り組み

1 福祉避難所の対象者数の把握

(1) 福祉避難所の対象者数の把握

- ○○市（町）は、福祉避難所の指定数・整備数を検討するための基礎資料として、福祉避難所の対象となる者の概数を把握する。
 - ・福祉避難所の対象となる者としては、障害のある人、高齢者、難病患者等、避難支援計画の対象者が中心となるが、その他に、病弱者や傷病者等も対象になると考えられる。
- ○○市（町）は、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員及び障害者団体等からの情報についても活用し、把握する。

※24頁以降に要配慮者の特徴と避難所における配慮事項を掲載しているので、福祉避難所の設置・運営に当たって十分留意する。

2 福祉避難所の指定

(1) 福祉避難所の指定

- ○○市（町）は、災害発生時に一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れるため、避難所の設定基準等に基づき、必要な要件を備える市町内の福祉施設等を福祉避難所として指定する。
 - ・利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。
 - ア 指定避難所（小・中学校、公民館等）
 - イ 社会福祉施設（老人福祉施設、老人保健施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等）
 - ウ 宿泊施設（公共・民間）
 - エ 防災センター、地域交流センター等
 - ・指定する施設として、以下の要件が考えられる。
 - ア 施設の安全性の確保（耐震・耐火構造、危険区域外）
 - イ 施設内の要配慮者の安全性の確保（バリアフリー化）
 - ウ 要配慮者の避難スペースの確保（特性を踏まえた空間の確保）
- ○○市（町）は、民間の社会福祉施設や県立施設など、市（町）が有する施設以外の施設を指定する場合は、当該施設管理者との間で十分調整をし、福祉避難所の指定に関する協定を締結する。

<参考>

避難所の設定基準

- ア 避難所は、原則として地震災害危険予想地域を避けて選定する。
- イ 避難所として使用する建築物は、原則として耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物を選定する。また、建築物が地震等により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空地が有ることが望ましい。
- ウ 屋外に避難所を設ける場合には、あらかじめテント等の備蓄、調達を検討する。
- エ 避難所での生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、避難所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊などの利便性を考慮して選定する。
- オ 想定される被害の程度や、被災者数を勘案し、かつ、居住地への近接性を考慮して適切な配置を確保する。
- カ 市町が指定した避難所での生活が困難な要配慮者のために、社会福祉施設、宿泊施設等を福祉避難所として事前に選定する。
- キ 避難所の必要面積は、県第4次被害想定 of 建物被害棟数から推計して求める。

※資料：「避難計画策定指針」（静岡県）から抜粋

<参考>

福祉避難所の指定に係る留意点

福祉避難所は老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペース、特別支援学校等を利用して設置し、これらの施設等が不足するときには、公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等で、居宅介護等事業などと連携が図り易い施設を利用する。

特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設の利用は、避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあるが、次の点に留意すること。

- ①緊急入所等を行う施設としてその機能をあらかじめ確保しておく必要があること。
- ②緊急入所等を行うのに伴い、施設面及び人的な面からも、受け入れ体制に不足が予想されること。
- ③要介護の緊急入所者と福祉施設の避難者に混同が生じやすいこと。
- ④入所対象とならないものがそのまま入所し続け、平常時に復した際の施設運営に支障をきたすおそれがあること。

※資料：「災害救助事務取扱要領」（内閣府）から抜粋

(2) 宿泊施設への福祉避難所設置

- 寝具や個室が整った宿泊施設では、要配慮者へのよりよい対応が期待できるため、〇〇市（町）は、宿泊施設を福祉避難所として活用していくため、個別の宿泊施設との協議による福祉避難所への指定や、同業者組合等との災害時における協力関係に係る協定の締結を進める。
- 宿泊施設の福祉避難所への指定、設置・運営体制の構築、運営人材・物資の確保などについて、県が作成した「宿泊施設への福祉避難所設置モデル（賀茂モ

デル) 」を参考にして進める。

(3) 指定避難所を活用した要配慮者受入れ

- ▶ 福祉的支援の環境が整った社会福祉施設等において十分に要配慮者の受入れができることが理想であるが、これらを十分に確保できない場合や、開設までに時間を要する場合を考慮し、学校や公民館、地区センターなどの指定避難所の一角に要配慮者のための避難スペース（要配慮者スペース、福祉避難スペース）を設ける。

※要配慮者スペース：福祉避難所の開設準備や移送体制確保の間、指定避難所において要配慮者が一時的に過ごすことができるスペース

福祉避難スペース：要配慮者スペースのうち、要配慮者に対する福祉的な相談・支援を行う体制整備や、福祉避難所での専門的な支援を必要としない要配慮者が避難生活を送ることができる環境整備により、一定の福祉ニーズに対応できるもの

- ▶ 畳など床の柔らかい部屋（武道場等）や、間仕切りの多い場所を活用することとし、出入口に近い、手洗いに近い等、移動の利便性を考慮する。
- ▶ 関係機関との連携、福祉避難所との連携、人材・物資の確保等について、県が作成した「指定避難所を活用した要配慮者受入れモデル（東部モデル）」を参考にして進める。

<参考>

福祉避難所の指定目標

福祉避難所の指定目標については、要配慮者や同居家族の生活圈やコミュニティとのつながりに配慮し、設定することとするが、少なくとも、地域における福祉避難スペース（室）については、小学校区に1箇所程度の割合で指定することを目標とすることが望ましい。

※資料：「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府）から抜粋

3 福祉避難所の周知

(1) 福祉避難所の周知徹底

- ▶ ○○市（町）は、災害発生時に要配慮者の支援を円滑に行うため、福祉避難所に関する情報（設置の目的、設置場所、設置基準、ルール等）を広く住民に周知する。特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図る。

※福祉避難所の開設については、3頁<参考>福祉避難所の留意点、福祉避難所へ受け入れについては、14頁<参考>福祉避難所へ受け入れる要配慮者の優先順位等に注意する。

<参考>

福祉避難所の周知

県又は市町は、福祉避難所をあらかじめ指定したときには、地域防災計画等に定め、その施設の情報（場所、収容可能人数、設備内容等）や避難方法について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

※資料：「災害救助事務取扱要領」（厚生労働省）から抜粋

<参考>

「避難行動要支援者マップ」の活用

避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の所在地や避難経路が地図情報により確認できる「避難行動要支援者マップ」が作成されている地域においては、福祉避難所に係る情報等についてもマップ上に反映させ、福祉避難所の周知徹底に活用する。

4 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

(1) 訓練及び研修会等の実施

- ▶ ○○市（町）は、自主防災組織、地域住民、要配慮者及びその家族等、幅広い関係者が参加し、要配慮者の避難支援対策に関する訓練及び研修会等を実施する。

(2) 普及啓発

- ▶ ○○市（町）は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族等に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識を普及啓発する。

5 福祉避難所の施設整備

(1) 福祉避難所の施設整備

- ▶ ○○市（町）は、施設管理者と連携し、福祉避難所として必要な施設整備を行う。
 - ・バリアフリー化（段差解消、スロープ設置、障害者用トイレ設置等）
 - ・冷暖房設備の整備
 - ・情報関連機器の整備（多様な情報伝達手段の確保）
 - ・その他必要と判断される施設整備

<参考>

「防災拠点型地域交流スペース整備事業」の活用

社会福祉施設整備費の対象施設のうち、創設、増改築等を行う施設で、地域交流スペースの整備と併せて、災害時において避難生活が必要となった要配慮者の受け入れが可能となる設備等を備えたスペースを一体的に整備する「防災拠点型地域交流スペース整備事業」を活用する。

6 福祉避難所の物資・器材・人材・移送手段の確保

(1) 物資・器材の確保

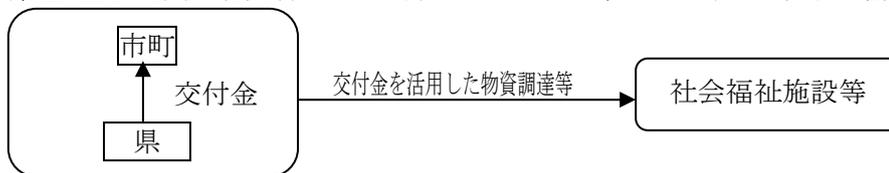
- ○○市（町）は、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を図る。
 - ・介護用品、衛生用品
 - ・要配慮者に配慮した食料（アレルギー体質含む）、飲料水
 - ・車いす、ストーマ用装具等の補装具、ポータブルトイレ、日常生活用具、非常用電源の確保又は発電機など
- ○○市（町）は、災害時に速やかに物資・器材（発電機等）を確保できるよう、調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておく。また、関係団体・事業者等と協定を締結するなどの連携を図る。
- ○○市（町）は、福祉機器等（ベッド、車いす等）を確保し、福祉避難所に供給してもらえよう、事前に関係団体・事業者等と協定を締結するなどの連携を図る。

<参考>

緊急地震・津波対策等交付金の活用

緊急地震・津波対策等交付金では、通常の備蓄資器材のほか、介護用品や衛生用品など要配慮者の避難生活に必要な備蓄物資として対象となるものもあるため、緊急地震・津波対策等交付金を積極的に活用し備蓄する。

※緊急地震・津波対策等交付金の詳細については、市町の防災部局に確認する。



<参考>

協定締結事例（藤枝市）

「災害時における被災要介護者等への支援に関する協定」

ア 協定の相手 しだ介護サービス事業者協議会

イ 協定の目的 災害時における避難所等での介護保険サービスの提供や介護用品等の供給及び当協議会の事業所での被災要介護者等の一時受入を円滑に実施する。

ウ 協定の内容

- ・避難所での訪問サービスの提供
- ・避難所での福祉用具貸与の提供
- ・避難所での介護用品等の供給 等

<参考>

協定締結事例（静岡市）

「災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定」

- ア 協定の相手 一般社団法人日本福祉用具供給協会
- イ 協定の目的 災害が発生した場合における物資（福祉用具）の調達及び供給
- ウ 協定の内容 ・物資の供給についての協力要請
・優先的な物資の供給 等

(2) 人材の確保

- ○○市（町）は、要配慮者の避難生活を支援するために必要な有資格者等の専門的人材（保健師、看護師、薬剤師、保育士、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー、ケアマネージャー等）の確保に関して、関係団体・事業者等と協定を締結するなど、災害発生時に人的支援を得られるよう連携を図る。

<参考>

身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携

福祉避難所では生活相談を受けられる体制が必要となるが、障害のある人は、医療、生活、施設など相談内容が幅広くかつ専門的であるため、身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携体制を構築しておく。

(3) 移送手段の確保

- ○○市（町）は、一般の避難所から福祉避難所への移送、福祉避難所間での移送、または福祉避難所から緊急的な入所施設・医療機関等への移送に関して、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、関係機関と協議し、あらかじめ決めておく。

<参考>

個別計画の整備

一時避難所から福祉避難所への避難については、原則として、避難行動要支援者及びその家族が、避難支援等関係者による支援を得て避難することになるため、避難支援者の特定など、より具体的な個別計画を作成しておくことが重要である。

7 社会福祉施設、医療機関等との連携

(1) 福祉避難所の設置・運営にかかる連携強化

- ○○市（町）は、専門的な人材の確保や福祉機器の調達、緊急入所等に関しての協力を得るため、社会福祉施設、医療機関等との情報共有の場を設ける。
- ○○市（町）は、社会福祉施設等の関係団体・事業者間との協力体制も重要となることから、関係団体・事業者同士の協定を締結するなど、平常時から連携

強化を図る。

- ○○市（町）は、福祉避難所での感染症の発生・拡大及び発症した場合の適切な対応を図るため、医療機関等と協定を締結するなど、平常時から連携強化を図る。

<参考>

協定締結事例（県）

「災害時における高齢者福祉施設サービス継続のための連携等に関する協定」

- ア 協定の相手 静岡県老人福祉施設協議会
- イ 協定の目的 災害時における高齢者福祉施設のサービス継続のための施設間や地域の連携を促進するとともに、被災施設等への支援体制を構築する。
- ウ 協定の内容
 - ①静岡県老人福祉施設協議会の役割（下記事項を会員に協力要請）
 - ・同種の高齢者福祉施設との連携協定の締結
 - ・市町と福祉避難所等協定の締結
 - ・災害時における要配慮者の受入れや被災福祉施設等への職員派遣の協力
 - ・災害時における被災福祉施設等への職員派遣実施の報告 等
 - ②県の役割
 - ・会員と同種施設との連携協定の締結に係る指導、助言、調整等
 - ・連携協定締結状況及び災害時における会員からの派遣可能な職員数の登録
 - ・災害時に職員の派遣要請があった場合、市町等との連絡調整

(2) 緊急入所等への対応

- 福祉避難所は、福祉施設に入所するに至らない心身等の程度の者が対象となるが、認知症の人など、専門的なケアを要する要配慮者については、専門的な施設への緊急一時入所等の対応が必要となることから、○○市（町）は、社会福祉施設等と事前に協議を行い、緊急入所に関する協定を締結するなどの連携を図る。
- 症状の急変等により医療処置や治療が必要と判断される場合は、医療機関への搬送が必要となるため、○○市（町）は、平常時から医療機関等との連携を図る。

第3章 災害時における取り組み

1 福祉避難所の開設

(1) 災害状況の把握、開設の判断

- ○○市（町）は、災害が発生した場合は、福祉避難所開設の判断に必要な災害の状況を把握する。
 - ・災害の規模、発生場所
 - ・要配慮者の避難状況（避難場所、人数、世帯数など）
 - ・福祉避難所指定施設の安全性（ライフラインの使用可否、応急危険度判定結果）
- ○○市（町）は、把握した災害の規模、災害の発生場所、要配慮者の避難状況、福祉避難所指定施設の安全性から福祉避難所の開設を決定する。

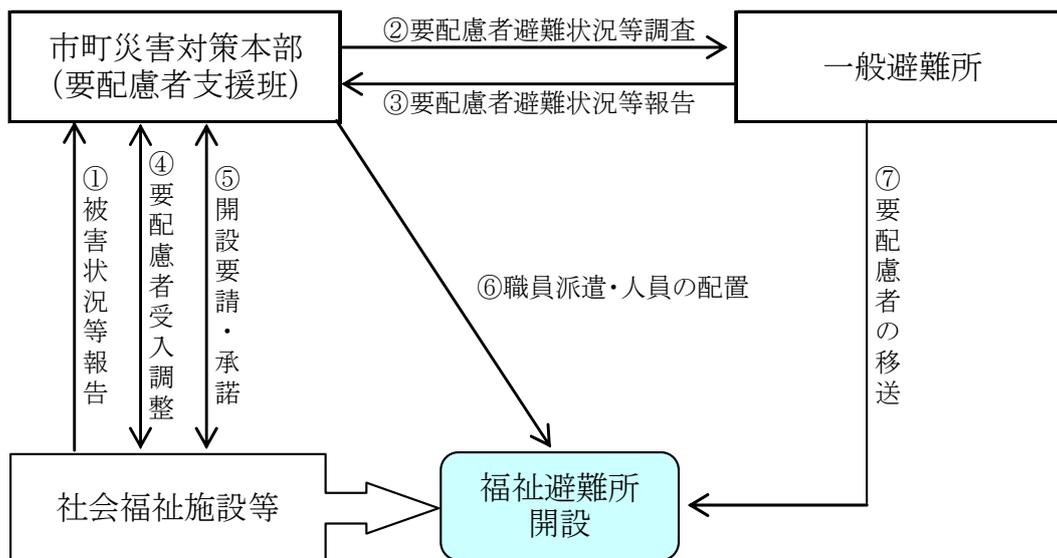
※災害時に即応（チェック）可能なチェックリスト等を作成しておく。

(2) 人員の配置

- ○○市（町）は、福祉避難所を開設したときは、担当職員を派遣し、施設管理者等の協力を得ながら福祉避難所の管理運営にあたる。

<参考>

福祉避難所の開設まで



(3) 開設の周知

- ○○市（町）は、福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、地域住民、支援団体等に速やかにその利用方法、対象者を周知する。

※ただし、受入者に限りがある福祉避難所もあり、その点に注意しながら広報内容等を検討する。

(4) 開設の期間

- ○○市（町）は、災害救助法に基づき、原則として、災害の発生の日から7日以内を開設期間とする。
 - ・大規模災害の場合で、7日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、厚生労働省及び県との協議により必要最低限の期間を延長することができる。

2 福祉避難所の運営

<参考>

「避難所運営マニュアル」、「避難所運営チェックリスト」の活用

福祉避難所の運営については、「避難所運営マニュアル（静岡県）」、「避難所運営チェックリスト（静岡県）」に記載されていることを基本事項とし、要配慮者に対し特に配慮が必要な事項については、本マニュアルを参考にして運営する。

(1) 要配慮者等の受け入れ

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、福祉避難所を開設し受入体制が整い次第、要配慮者を受け入れる。
 - ・障害の状態、心身の健康状態等を考慮して、必要性の高い人を優先的に受け入れる。
 - ・介護等にあたる最低限の家族を受け入れる。

<参考>

福祉避難所へ受け入れる要配慮者の優先順位等

一時避難所で健康相談等を担当する保健師と、福祉避難所を運営する要配慮者支援班が連携し、要配慮者数や福祉避難所の設置状況に応じて、受け入れの優先順位等を決める。

なお、優先順位を決める際は、要配慮者の状態により、社会福祉施設への緊急入所、医療施設への緊急入院も考慮する。

(2) 避難者名簿の作成・管理

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、福祉避難所に避難している避難者の名簿等を作成し、随時更新する。
 - ・名簿の整理及び集計を定期的に行い、必要に応じ災害対策本部へ報告する。
 - ・避難者が退所するときは、可能な限り転出先を確認して記録する。
 - ・避難者が公開を望んだときは、避難者名簿の住所と氏名を福祉避難所受付窓口に掲示する。ただし、必要最低限の情報とするなど、避難者のプライバシーを守るための配慮を行う。

(3) 福祉避難所レイアウトの作成

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、避難者の状態や施設の被害状況等を考慮し、共同生活が円滑に進められるよう、避難所のレイアウトを早期に設定する。
 - ・限られたスペースでプライバシーを守れる居住空間を考慮するため、衝立て（間仕切り）等を有効活用する。
 - ・小部屋や冷暖房設備が整備された部屋を割り当てる。

<参考>

「災害時における難病患者支援マニュアル」の活用

特別な設備等が必要な難病患者への支援については、「災害時における難病患者支援マニュアル（静岡県）」を参考にする。

(4) 人材（支援者）の確保

- ○○市（町）は、福祉避難所の運営に従事する介助スタッフ、生活相談員等について、福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら人材の確保に努める。また、不足する場合は災害対策本部に要請する。
- 福祉避難所の運営支援等において、福祉専門職や看護専門職の支援が必要な場合は、以下のとおり専門職による支援チームの派遣について、県を通じて要請をする。
 - ・福祉専門職：静岡県災害派遣福祉チーム（静岡DCAT）
 - ・看護専門職：災害支援ナース（静岡県看護協会）
- ○○市（町）は、避難施設運営状況によりボランティアの援助が必要と判断した場合は、人員や活動内容について、災害ボランティア本部に要請する。また、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼する。
- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、避難生活に関する支援を分担する。
 - ・要配慮者介護、看護活動の補助
 - ・清掃及び防疫活動への応援
 - ・災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力

- ・手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
- ・その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

※要請とは別に、ボランティアが直接来た場合は、受付、ボランティア保険の加入、適正な配置等のため、市町災害ボランティア本部に行くよう伝える。

<参考>

静岡DCAT

福祉施設等の職員で、所定の研修を修了した者の中から1チーム5名程度で編成する福祉専門職チームであり、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員をリーダーに、保育士や精神保健福祉士、生活相談員、介護職員等でチームを編成する。

主に、指定避難所や福祉避難所の開設・運営支援を中心に、ニーズ把握、移送支援、医療連携、環境整備等を支援する。

<参考>

災害支援ナース

被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地での適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職であり、都道府県看護協会に登録されている。

<参考>

ボランティアの受入

- 特に人手が多くかかる部分は、ボランティアの支援を検討する
- ボランティア派遣は原則として市町災害ボランティア本部を通じて受ける
 - ・避難所に直接来たボランティアも、原則として、市町災害ボランティア本部で登録を行ってから活動してもらう。
- 避難所での受付
 - ・「ボランティア受付票」を作成し、以下のような項目を記録する。
 - ✓ボランティアの氏名、住所、電話番号、性別、職業、活動内容、ボランティア保険の加入状況 など
- ボランティアへの依頼事項を検討する
 - ・派遣されたボランティアに依頼する業務を伝えるとともに、安全には十分に配慮し、危険な作業は決して行わせない。
 - ・組織化されたボランティアの場合は、ボランティアのリーダーと協議を行い、どの役割を担ってもらうか決める。
- 保険加入の確認
 - ・保険未加入のボランティアには保険加入を要請する。
 - ・全国社会福祉協議会のボランティア活動保険がある。
- ボランティアであることがわかるように名札や腕章で示す

- ・見返りを求めたり、勧誘・セールスを行うボランティアは、即刻退去させる。
- 「市町災害ボランティア本部」 ・ 「県災害ボランティア本部・情報センター」
- ・各市町の災害ボランティア本部は、市区町の社会福祉協議会を中心に組織されます。
- ・ボランティアに関することは、各市区町の社会福祉協議会へ連絡してください。
- ・静岡県全域の対応は、静岡県社会福祉会館（シズウエル）内に、静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会などにより「県災害ボランティア本部・情報センター」が設置され、市町災害ボランティア本部の支援、情報提供、配置調整などを行います。
- ・「県災害ボランティア本部・情報センター」の運営には、全国社会福祉協議会や被災地域外の社会福祉協議会等が支援に入ることになっています。

※資料：「避難所運営マニュアル」（静岡県）から抜粋

(5) 食料・物資の配給と管理

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、食料、物資が十分に行き届かないことも予想されるため、在庫の状況を常に把握して計画的に配給する。
 - ・特別な要望（介護用品、衛生用品等）については、個別に対応できるよう努める。
 - ・不足する食料、物資がある場合は、内容及び数量を取りまとめて、災害対策本部へ配給を要請する。
 - ・要請した食料、物資が搬送されたら、受払簿等に記入し、物資保管場所へ保管する。

(6) トイレに関する対応

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、施設内のトイレが使用可能かどうか早急に調べ、排水管の破損等により使用不可能なトイレは使用を禁止する。
 - ・洋式ポータブルトイレを設置する。
 - ・手すり等を可能な範囲で設置する。
- ○○市（町）は、避難者数に比べてトイレ数が少ない場合などは、仮設トイレの設置を災害対策本部に要請する。
- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、衛生管理（清掃、手洗い消毒液の交換など）を毎日行う。仮設トイレのくみ取りは、状況を見て早めに要請する。

(7) 避難施設内の清掃とごみに関する対応

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、避難所全体で毎日1回の清掃を心掛ける。
 - ・避難者自身も可能な範囲で清掃に協力する。
- ○○市（町）は、施設管理者と協議の上、ごみの集積場所（収集が容易で屋外の直射日光が当たらない場所）を指定し、張り紙などにより避難者等への周知徹底を図る。

- ・ごみは、各自で可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示する。

(8) 防疫に関する対応

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、手洗い・うがいを徹底する。
 - ・手洗い用の消毒液をトイレなどに配備して手洗いを励行する。消毒液は定期的に交換する。
 - ・外出から帰ってきたら必ずうがいをする。マスクやうがい薬などの予防対策にも心掛ける。
- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、食器の衛生管理を徹底する。
 - ・衛生管理の観点から、食器はできるだけ使い捨てを使用する。
 - ・使い捨ての食器が十分確保できない場合は、各自の用いる食器を特定し、十分に洗浄する。
- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、飲料水の安定的な供給ができる場合は、入浴や洗濯などを実施する。（洗濯場や洗濯物干し場を確保）
- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、体調を崩している人（風邪や下痢など）の有無を把握する。
- ノロウイルスやインフルエンザなど感染症が発生した場合、感染者との接触を制限するなど、感染の拡大防止に努める。

<参考>

「災害時健康支援マニュアル」の活用

避難所における健康管理、公衆衛生への対応については、「災害時健康支援マニュアル」（静岡県）を参考にする。

(9) 問い合わせへの対応

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、作成した避難者名簿に基づき、安否確認等への問い合わせに対応する。
 - ・避難者のプライバシーと安全を守るため、受付・対応者を特定する。
 - ・電話は直接避難者には取次がない。掲示等により伝言し、折り返し避難者の方から連絡をする。（福祉避難所内の電話は受信専用とする。）

(10) 取材等への対応

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、取材等へ対応する。
 - ・原則として、居住空間に立ち入る際は、避難者全員の了解を得る。
 - ・避難者に対する取材、写真撮影等は、係の者を介して避難者が同意した場合のみ行う。

3 福祉避難所における要配慮者の支援

(1) 要配慮者の支援

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、避難している要配慮者の健康状態や必要な支援などを把握する。
 - ・男女のニーズの違い等に十分配慮し、プライバシーの保護に努める。

<参考>

「男女共同参画の視点からの防災手引書」の活用

男女双方の視点を取り入れた避難所運営については、「男女共同参画の視点からの防災手引書（静岡県）」を参考にする。

(2) 福祉サービスの提供

- 要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要であるため、○○市（町）は、施設管理者と協力し、福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する。
 - ・福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等の在宅福祉サービスの提供は、福祉各法による実施を想定する。

(3) 相談窓口の設置

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、避難している要配慮者とその家族の相談に対応する相談窓口を設置し、生活相談員等による総合的な福祉、健康相談、生活相談等を行う。

(4) 緊急入所等の実施

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。
 - ・要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

4 福祉避難所の統廃合と解消

(1) 統廃合と解消

- 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入

所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努める。

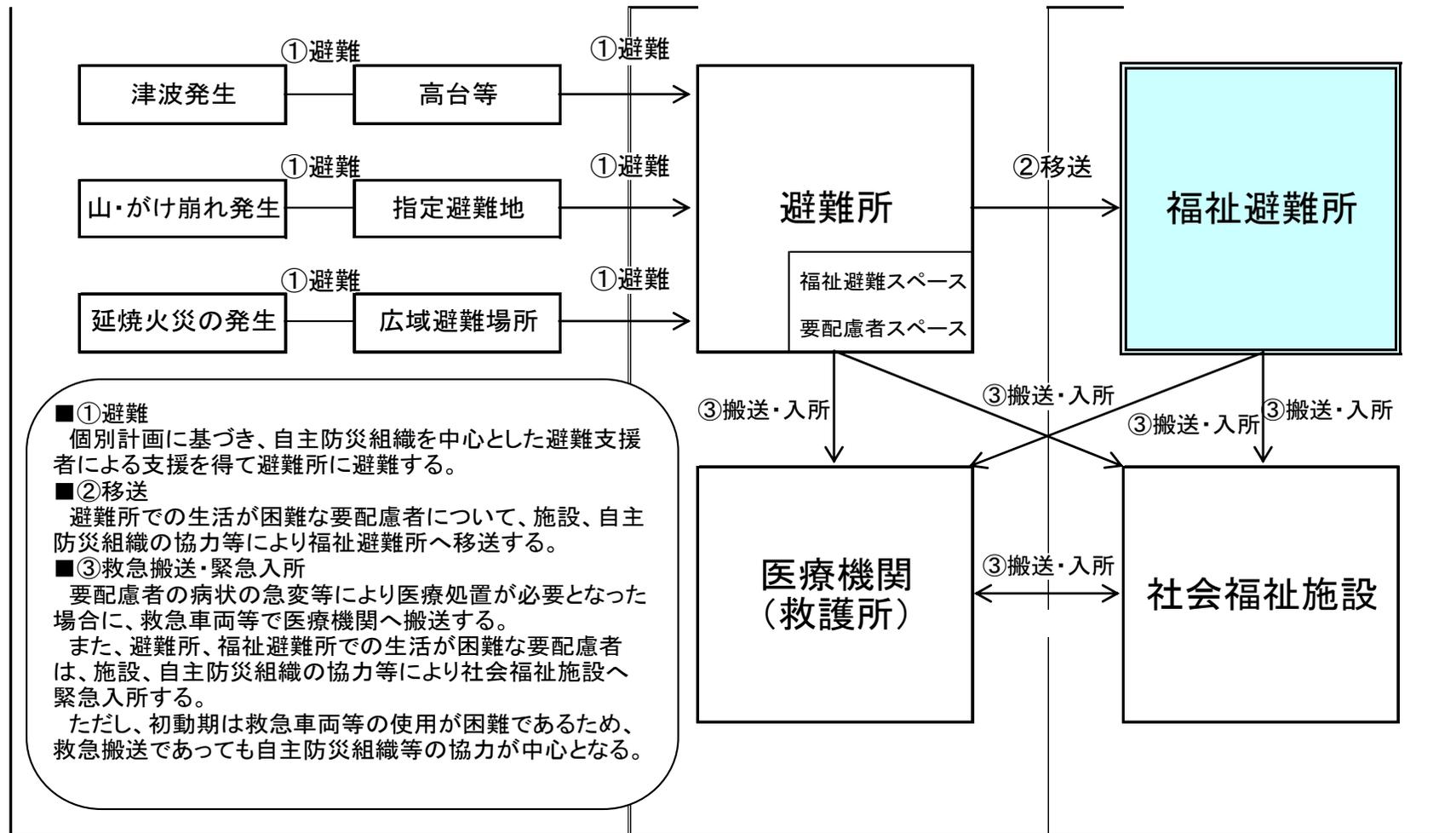
- ○○市（町）は、福祉避難所の利用が長期化し、福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合を図る。また、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明し、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求める。
- ○○市（町）は、避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を解消する。

第4章 福祉避難所の開設・運営の流れ

段 階	対 応	市町 (県と連携)	施設・ 関係機関
平常時	対象者の把握	○	
	指定・周知	○	
	訓練等の実施	○	○
	施設設備の整備	○	○
	物資・器材・人材・移送手段の確保	○	○
	社会福祉施設、医療機関等との連携	○	○
予知情報	指定施設への情報提供	○	
	指定施設への開設の協力依頼	○	
災害発生 ～ 2日	災害情報の把握、開設の判断	○	
	人員の配置（職員派遣）	○	○
	開設の周知	○	
3日以降	運営開始	○	○
	・要配慮者の受け入れ（移送）	○	○
	・避難者名簿の作成・管理	○	○
	・レイアウト作成	○	○
	・人材（支援者）の確保	○	○
	・食料・物資の配給と管理	○	○
	・トイレの設置	○	○
	・清掃、ごみ集積	○	○
	・防疫対策	○	○
	・問い合わせ対応	○	○
・要配慮者への支援	○	○	
復旧期	統廃合	○	○
	閉鎖	○	

※3日以降の「3日」の区切りは目安である。

第5章 福祉避難所への避難者の流れ



第6章 参考資料

1 福祉避難所の設置に係る費用の取扱い

- 災害救助法により、避難所の設置、維持及び管理に必要な費用について、限度額の範囲で支出される。
 - 福祉避難所の事業内容は、避難所の設置、維持、管理及び日常生活の支援を含めた生活に関する相談等であり、そのため支出できる費用は、当該地域における通常の実費を加算できる。
 - 福祉避難所の設置のために加算される費用は、一般的には、次に掲げることを行うために必要な当該地域における通常の実費が考えられる。
 - ・対象者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又は器具等の借り上げに必要な経費（工事費を含む。）であって、避難所の設置のために支出できる費用で不足する経費
 - ・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費
 - ・概ね10人の福祉避難所対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するために必要な経費（生活に関する相談等に当たる職員は、社会福祉施設等における介助員相当を想定しており、その配置数を計算するに当たって、福祉避難所の対象者数に介助等のために一緒に避難した家族等の数は含まない。）
- ※福祉避難所を閉鎖した場合、後始末ないし残存資材の処分等、原状回復に要する費用も加算できる。

2 要配慮者の特徴と避難所における配慮事項

身体障害のある人（肢体不自由の人）

【特徴】

- ・ 上肢や下肢の機能に障害がある人、座位や立位を長時間保持することが困難な人、身体に麻痺があり食事や排せつ、着替えが一人では困難な人、車椅子での移動はできるが立位歩行が困難な人もいます。
- ・ また、下肢機能に障害があり、段差や傾斜など一人で移動するのが困難な人や、脊髄の損傷により、感覚がなくなり体温調整が困難な人、脳性麻痺により、発語の障害のほか顔や手足が自分の意思とは関係なく動いてしまう人もいます。

【避難所における配慮事項】

- ・ 車椅子の介助の有無は人によって違います。どのような支援が必要か確認してから行動しましょう。
- ・ 車椅子の移動に必要なスペースを確保しましょう。通路：90 c m（居室に面した通路の幅員は最低180 c m）また、段差があると自力で移動できないので、段差の解消に努めましょう。
- ・ 肢体不自由の人が使えるトイレが近くにあるか確認しましょう。また、カーテン付ベッドを設置し、オムツ交換ができるようスペースを確保しましょう。
- ・ 体温調節ができない人がいるので、毛布等の配布に配慮が必要です。
- ・ 堅い床やマットに直接寝ると褥瘡（とこずれ）になったり、褥瘡を悪化させたりする場合がありますので、褥瘡防止マットレスを設置しましょう。
- ・ 介助犬を使用する人もいますので一緒に生活できるように配慮しましょう。
- ・ 介助犬に触ったり気を引いたりしないようにしましょう。

身体障害のある人（内部障害のある人）

【特 徴】

- ・心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能など内蔵機能や免疫機能に障害のある人で、ペースメーカーや酸素ボンベ、人工呼吸器、ストーマ（人工肛門・人工膀胱）装具を使用している人や、人工透析が定期的に必要な人がいます。
- ・外見からは障害があることがわかりにくいため、周囲に理解を得られなく困っている人もいます。

【避難所における配慮事項】

- ・医療行為を受ける必要がある人には申し出てもらい、行政や医療機関と連絡をとり、通院、入院のできる病院等の確認と移送手段の確保をしましょう。
- ・カーテンや衝立て（間仕切り）などを利用して器具の消毒などができるスペースを確保しましょう。
- ・体の状態により、水、たんぱく質、塩分などの制限が必要な人もいますので、本人や介護者によく確認しましょう。
- ・ストーマ（人工肛門・人工膀胱）を持つ人はパウチ（便や尿をためておく袋）などを洗浄しなければなりません。オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）はトイレの使用に配慮が必要です。
- ・それぞれの疾患等によって対応が異なるため、医療機関が作成配布している患者手帳等により、必要な措置を確認しましょう。

身体障害のある人（視覚に障害のある人）

【特 徴】

- ・光をまったく感じない人もいますが、見える範囲が部分的の人、見え方がぼやける人、光がまぶしい、あるいは暗いところで見えにくいなど、視力のほか、視野、色覚、光覚等に障害のある人もいます。
- ・視覚から情報を得ることが困難なため、音声（聴覚）や手で触れること（触覚）などにより情報を入手します。日常、活動している場所でも状況が変化した場合や、初めて訪れる場所などでは、情報を得ることが難しく、その場に応じた行動が困難なことから、周囲の支援が必要になります。

【避難所における配慮事項】

- ・情報から取り残されることがないように、掲示板だけではなく、放送等の呼びかけにより、本人から視覚に障害があることを自主的に申し出てもらいましょう。
- ・視覚に障害のある人は、情報のバリア（掲示方式では伝わらない）、移動のバリア（単独行動は極めて難しい）、コミュニケーションのバリア（近くにいるような人がいるかわからない）があることを理解しましょう。
- ・視覚の障害の程度（弱視、全盲など）や情報取得方法（点字、音声、拡大文字等）を確認したうえで、その場で可能な方法で支援をしましょう。
- ・最初に避難場所の中を案内し、トイレや水のみ場等の位置を知らせましょう。
- ・視覚に障害のある人がいることを周囲に認識してもらい、支援への協力を呼びかけましょう。
- ・最新の情報を放送や個別に伝えるなど情報の共有を図りましょう。
- ・移動距離が極力短くなるよう、トイレ、壁際、入口近くで通行しやすい場所などに避難スペースを設けるとともに、衛生・安全・プライバシーへの配慮をしましょう。
- ・通行の邪魔にならないよう通路に物を置かないようにしましょう。
- ・極力、段差の解消に努めましょう。
- ・盲導犬を使用する人もいますので一緒に生活できるように配慮しましょう。
- ・盲導犬に触ったり気を引いたりしないようにしましょう。
- ・視覚障害者がSOSを発するときのルール（たとえば白い杖を高く掲げるなど）を決めておきましょう。

身体障害のある人（聴覚等に障害のある人）

【特 徴】

- ・まったく聞こえない人と聞こえにくい人がいます。補聴器を使用して効果のある人とない人、また、言語障害を伴う人とほとんど伴わない人がいます。
- ・外見からは障害のあることがわかりにくいいため、「話しかけても返事をしない」などの誤解をうけることがあります。
- ・音声による情報が伝わりにくいいため、手話や文字、図などの視覚による情報をコミュニケーションの手段としています。生まれた時から障害のある人は、教育環境などにより文書の理解を苦手とする人もいます。
- ・筆談時は箇条書きなど簡潔な書き方で伝える工夫が必要です。

【避難所における配慮事項】

- ・情報から取り残されることがないように、掲示板などで呼びかけて本人から自主的に申し出てもらいましょう。
- ・サイレンや放送など「音」や「音声」による情報だけではなく、掲示板などを用意して文字に書いて伝え、情報を正しく伝えましょう。
- ・地域に手話通訳や要約筆記の技能を持った人がいる場合には、協力体制を整えておきましょう。
- ・聴導犬を使用する人もいますので一緒に生活できるように配慮しましょう。
- ・避難所に必要な物は、筆談用具、掲示板、ホワイトボード、ファックス、テレビ、インターネット接続されたパソコン、コピー、プロジェクター、スクリーン、OHP、聴覚障害者用情報受信装置、磁器ループなどです。

身体障害のある人（盲ろう者）

【特徴】

- ・視覚と聴覚の両方に障害を併せ持つため、外界からの情報を得るのが非常に難しく、周囲の状況や環境の変化を理解することが非常に困難です。
- ・視覚障害者や聴覚障害者に対して、それぞれ有効な支援方法だけでは不十分もしくは役に立たない場合が多いです。
- ・障害の状況も全盲ろう（全く見えず全く聞こえない）、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴など個別性が高く、また、視覚、聴覚それぞれの障害を被った時期によって、コミュニケーション方法（触手話、指点字、手書き文字、音声等）や生活上のニーズが異なってきますので、個々の方法やニーズに合わせた情報提供や支援が必要になります。

【避難所における配慮事項】

- ・盲ろう者はコミュニケーション方法が一人ひとり異なるため、避難所で生活するために必要な情報を提供する際は、確実に本人に伝わっているか、常に配慮しましょう。
- ・個別の対応が難しい場合は、多くの盲ろう者にとって有効なコミュニケーション方法である手書き文字（手の平にひらがなまたはカタカナを指で書く方法）で、ゆっくり伝えるようにしてください。
- ・盲ろう者は外界から情報を得るのが難しいので、一人にしないでください。また、急がせないで、出来る限りゆっくり対応してください。
- ・食事と排泄が一番大切なこと。特にトイレについては、盲ろう者が行きたい時に行くことができるよう、個別に対応をお願いします。

知的障害のある人

【特 徴】

- ・発達時期において知的機能に障害が生じたため、日常生活やコミュニケーションが困難な状況になり支援を必要とします。複雑な話や抽象的な話に対する理解や判断、自分の意見を言う事が苦手で、ひとつの行動に執着したり、同じ質問を繰り返したりする人もいます。
- ・また、急激な環境の変化に順応することも難しく、動揺や混乱をしてしまいがちです。

【避難所における配慮事項】

- ・難しい言葉を使わず、ゆっくりと、ていねいに、わかりやすい表現で繰り返し伝えて下さい。できれば、静かな場所が適当です。
- ・紙に、短い文字や絵を書いて、簡潔に要点をまとめて情報を伝えましょう。
- ・一度に多くのことを覚えるのが苦手な場合がありますので、大事なことは紙に書いて渡しましょう。
- ・精神的に不安定な場合は、周囲に危険物がないかなど確認し、無理に押さえつけたり、叱りつけたりせず、落ち着くまで待ちましょう。可能であれば、一人になれる場所に連れて行きましょう。
- ・音に過敏な人もいますので、大声で注意したり、強く叱ったりしないようにしましょう。より不安定になります。
- ・興味を切り替えるような物（例えば、飲み物、食べ物、ゲーム）などを勧めてみましょう。

発達障害のある人

【特 徴】

- ・ 広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、高機能自閉症等）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD／HD）等を有する人です。脳の情報処理機能に障害を持つため、物の感じ方や考え方、表現の仕方が異なっています。そのため、周囲の人とうまくコミュニケーションをとることが苦手です。このような障害は、外見上とても分かりにくいいため、周囲から理解を得られにくいことが課題となっています。
- ・ 具体的には、相手の表情や態度、その場の雰囲気を読み取ることが苦手で、関心や興味の範囲が狭くこだわりがあるため、周囲にうまくなじめない人もいます。遠回しな言い方や曖昧な表現が理解できなかつたり、順序立てて話ができなかつたり、思い込みが激しかつたり、感情コントロールが苦手な人もいます。急な環境の変化に順応して臨機応変に対応することが困難で、混乱しパニックを起こしてしまう人もいます。

【避難所における配慮事項】

- ・ 発達障害のある人は、見た目では障害の有無や障害の状態がわからない場合もあるため、ご家族などご本人の状態をよくわかっている人が近くにいる場合は、必ずかかわり方を確認しましょう。
- ・ 体調や怪我について、本人自身が気づいていない場合がありますので、健康状態について、丁寧な観察をしましょう
- ・ 「もうしばらく」などの抽象的な言葉ではなく、「あと3分ほど」など、具体的な表現にしてみましょう。
- ・ できれば、座布団や椅子などで居場所を設定したり衝立て（間仕切り）を設置するなど配慮をしましょう。
- ・ こだわりにより、洋式トイレしか使えない人がいるので用意をしましょう。
- ・ 感覚過敏のため、特定の食べ物しか食べられない人がいますので、食べ物に配慮しましょう。
- ・ 順番を守れない人がいますので、物資は個別に配布しましょう。
- ・ 精神的に不安定な場合は、周囲に危険物がないかなど確認し、無理に押さえつけたり、叱りつけたりせず、落ち着くまで待ちましょう。
- ・ 音に過敏な人もいますので、大声で注意したりしないようにしましょう。

精神障害のある人

【特 徴】

- ・精神的、心理的及び行動上の機能障害により、日常生活や社会生活に不安を抱え、対人関係を苦手とします。
- ・適切な治療や服薬、周囲の理解により、支障なく生活できますが、日常生活の変化や対人関係等のストレスの負荷が増大すると、思考や感性のコントロールが混乱することがあります。

【避難所における配慮事項】

- ・周囲に障害を知られたくない場合もあるので、日頃から服用している薬があれば、他人の目を気にしないで服薬できる場所を工夫しましょう。
- ・薬があと何日分残っているか、服薬が継続できるかなどを確認しましょう。
- ・質問攻めにせず、落ち着くまで話を聞き、見守りましょう。
- ・睡眠が十分とれるよう配慮しましょう。
- ・話をする場合は、一度に多くの内容を盛り込まず、ひとつのことを簡潔に伝えるようにしましょう。
- ・強い不安や症状悪化が見られる場合は、かかりつけ医（かかりつけ医の機能が失われている場合は、精神科医が含まれるところのケアチーム）に連絡し、指示を受けましょう。

高齢者

【特徴】（要介護認定を受けている人）

- ・何らかの介護を必要とする状態にあるため、支援が必要です。中でも、重度認定者の人には、特に配慮が必要です。

【特徴】（高齢者だけで暮らしている世帯の人）

- ・体力が衰え行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合があるため、状況に応じた支援が必要です。

【避難所における配慮事項】

- ・高齢者には優先的に食事の手配をしてください。食べ物がのどにつかえたり、気管に入ったりしやすいので、食事の介助をする時には、相手のペースに合わせてみましょう。
- ・固いものや冷たいものはなるべく別途調理しましょう。また、脱水症状に陥りやすいので、水分を十分に補給するよう心掛けましょう。
- ・高齢者になると排尿の頻度が増します。トイレに近い場所に高齢者の避難スペースを設けるなどの配慮をしましょう。
- ・オムツを使用している高齢者の中には、オムツ交換を遠慮し、水や食べ物を控える人もいます。衝立て（間仕切り）をたてるなどプライバシーに配慮した、オムツ交換ができる工夫をしてください。状況に合わせて紙オムツ、ポータブルトイレなどを確保しましょう。
- ・長引く避難生活では、入浴支援が必要となります。入浴が無理であっても、オムツを使っている人や寝たきりの高齢者は、身体を拭いて清潔にしておく必要があります。濡れティッシュを使ったり、お湯を工面したりするなど、工夫して対処してください。また、床ずれを防ぐために体位の交換を行うとともに寝具にも配慮しましょう。

妊産婦、乳幼児・子ども

【特 徴】（妊産婦）

- ・妊娠中や出産直後の人は、自力で行動はできますが、行動の能力が低下しているため支援が必要です。環境の変化による心理的動揺を受けやすく、また、病気に対する抵抗力が弱く、大勢の人が生活する避難場所では衛生上問題の起こることがあります。妊娠中の人は、身体の冷えや風邪・インフルエンザなどにかかるると胎児に悪影響を与えることがあります。

【特 徴】（乳幼児・子ども）

- ・大人に比べて、災害や突然の生活環境の変化などによるストレスを十分受け止めることができません。自分で行動する能力がなく、判断ができないため支援が必要となります。

【避難所における配慮事項】

- ・出産や育児に対する不安に加え、避難生活に対する大きなストレスが加わることを理解し、周囲の皆で配慮してあげることが必要です。
- ・身体が冷えないよう、避難場所での居室環境に工夫をしてください。また、周囲に気がねなく授乳やオムツ交換ができる場所の確保も必要です。
- ・つわりの時は通常の食事ができない場合があります。場合によっては専門家に相談することが必要です。
- ・避難場所に乳幼児や子どもがいる場合には、紙オムツ、粉ミルクや粉ミルク用の湯など、子ども用の医療品などを調達することが必要です。
- ・早めに母子の健康をチェックしてもらえよう、専門家に相談することが必要です。
- ・おもちゃを用意したり遊び場を設けたりするなどして、乳幼児や子どもたちのストレスを和らげる工夫をしましょう。プレイルームなどがあると、なお効果的です。
- ・避難場所での生活は不規則になりがちですが、子どもたちの不安定な気持ちを解消させるには、一日も早く規則正しい生活リズムを取り戻すことが重要です。また、子どもにもできる手伝いをさせる機会を与えることも、大きな心のケアの一つです。また、妊婦には腹圧のかかる仕事などは控えるよう配慮することが必要です。

外国人

【特 徴】

- ・日本語でのコミュニケーションをとりにくく、情報が正確に伝わりにくいいため、迅速に行動できないことがあります。

【避難所における配慮事項】

- ・外国語ボランティアバンクなどにボランティア通訳の派遣を要請するなど、外国人が問題なく避難生活が送れるよう配慮しましょう。
- ・避難所の掲示には、ふりがなや英語、イラストやピクトグラム（絵文字）等を活用しましょう。